### 休会制度と手続き

### 本会会員の休会に関し、定款および細則には以下のように定められています。

#### 定款第8条2

(休会)会員が休会しようとするときは、理事会において別に定める休会届を提出し、理事会 の承認を受けなければならない。

# 細則第22条

(会員資格の停止) 次の各項に該当する者は、会員の資格を停止する。(1)会費の滞納が1年以上に及ぶ会員(2)休会届が理事会で承認された会員

### 休会制度整備の背景と申請手続きに関しては、以下の注意書きをご確認ください。

### (1)休会制度の整備の背景

日本土壌肥料学会では出産・育児、病気療養、介護、海外留学等により会員資格を行使できない事情のある会員に対して、退会せずに会費納入を免ずることで支援する体制を整備しました。休会を希望する正会員/学生会員が、所定の休会届を、予め定められた期日までに提出し、理事会で承認された場合には、休会を認めます。

休会を希望される方は以下をよくお読みいただき、休会届を事務局まで、郵送、Fax またはメール添付で提出ください。

## (2) 休会届の様式 休会届 (WORD、PDF)

#### (3) 休会の申請

- ① 休会を希望する事業年度の前年 9 月 30 日まで(2021 年度に限り 10 月 5 日まで)に、休会届を学会事務局に提出してください。
- ② 提出された休会届について、理事会で承認されれば、当該会員の翌年度の会費納入が免ぜられ、休会することができます。ただし届け出を出した年度までの会費は納入してください。
- ③ 申請年度の休会は認めません。
- ④ 連続して休会を希望する場合には、休会期間内の9月30日までに休会届を提出してください。休会届の提出がない場合には自動的に復会するものとみなします。
- ⑤ 休会は、原則として連続3年までしか認めません。
- ⑥ 休会を途中で取りやめる場合は該当年度の会費を納入ください。

#### (4) 休会期間中の会員資格について

- ① 会員資格が停止 (喪失) します。
- ② 休会期間は会員歴に加算しません。

- ③ 代議員の選挙権、被選挙権はありません。
- ④ 役員、代議員等はすべて離任していただきます。同時に後任の選任の手続きをお願いいたします。
- ⑤ 研究発表、会誌への投稿はできません。また、欧文誌への投稿は非会員の扱いとなります。
- ⑥ 会誌の送付は停止されます。また、欧文誌のオンライン購読も停止されます。
- ⑦ 本大会、支部大会に参加する場合は、非会員の扱いとなります。

その他、ご不明な点は学会事務局にお問い合わせください。